

令和3年度第2回京都府総合教育会議

令和4年1月24日(月)13:30~15:00
京都産業大学むすびわざ館3階3-A教室

1 開 会

2 意見交換

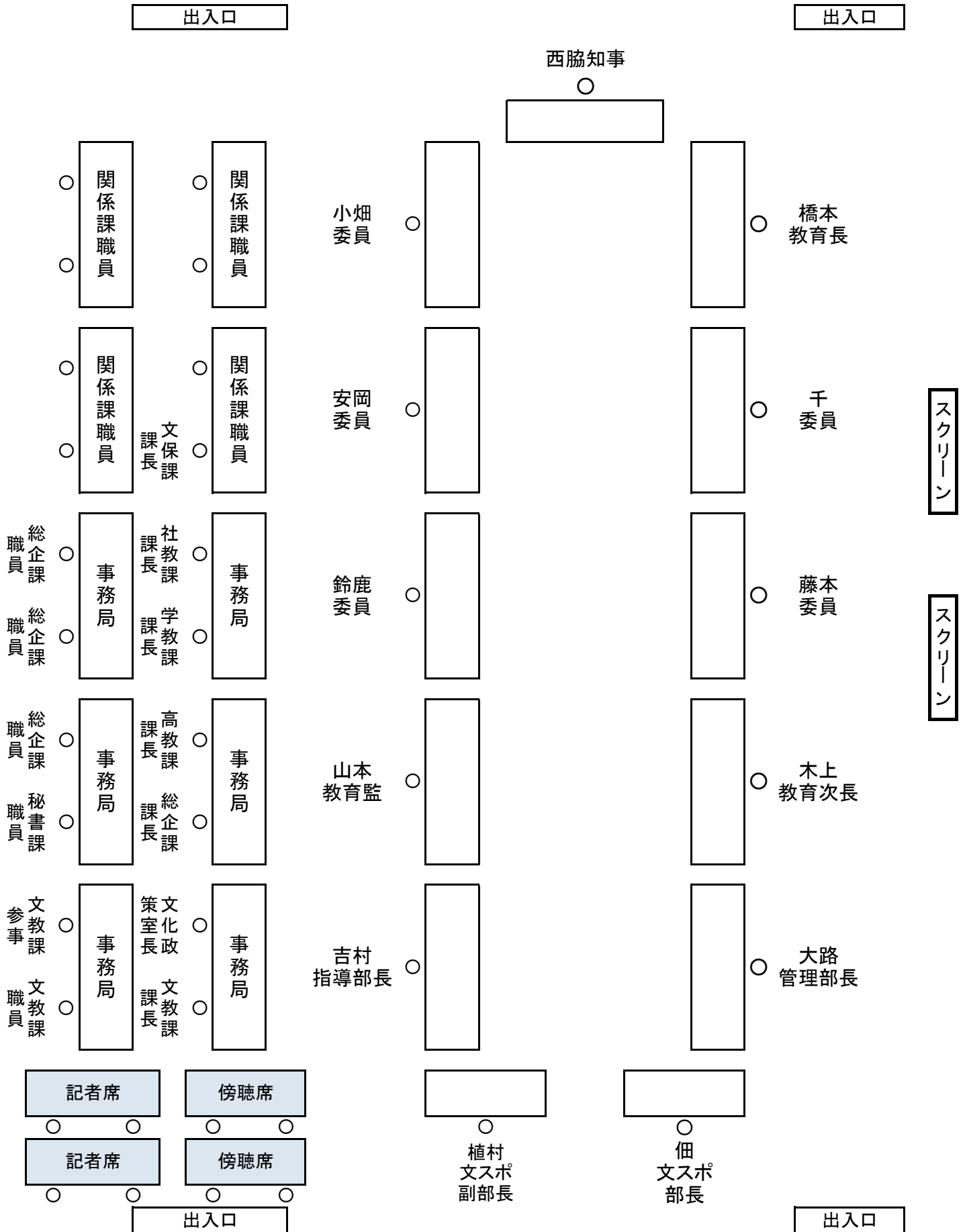
3 その他

4 閉 会

令和3年度 第2回京都府総合教育会議 配席図



令和4年1月24日 午後1時30分～3時
 京都産業大学むすびわざ館3階 3-A教室



総合教育会議の法的根拠

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)により下記条項を追加(平成26年6月20日公布、平成27年4月1日施行)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第1条の4

	概要
設置	首長が設置(第1項)
協議調整事項	○大綱の策定に関する協議(第1項) ○教育条件整備、重点施策、重大事案に係る緊急措置等の協議・調整(第1項) ○構成者はその協議結果を尊重すること(第8項)
構成	首長(設置者)及び教育委員会(第2項) (必要に応じて関係者・外部有識者から意見聴取も可能(第5項))
招集	首長が招集(第3項)(教育委員会から招集を求めることも可能(第4項))
公開	原則公開だが個人の秘密保持又は会議の公正が害されるおそれがある場合は非公開も可能(第6項) 会議録作成・公表の努力義務あり(第7項)
運営	運営については総合教育会議で定める(第9項)

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(大綱の策定等)

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の实情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下単に「大綱」という。)を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 第1項の規定は、地方公共団体の長に対し、第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

(総合教育会議)

第1条の4 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

(1) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の实情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

(2) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

2 総合教育会議は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 地方公共団体の長

(2) 教育委員会

3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。

4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると認るときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

5 総合教育会議は、第1項の協議を行うに当たつて必要があると認るときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認るとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認るときその他公益上必要があると認るときは、この限りでない。

7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

テーマ：「文化庁移転を機とした文化施策の推進」について

令和4年1月24日
教育委員会

1. 府教育委員会の主な取組

◆小・中学校

(1) KYO 発見 仕事・文化体験活動推進事業

- 小中学生に望ましい職業観・勤労観、京都の伝統・文化を大切にする心等を身につけさせるため、地域社会における仕事や文化等の体験活動を実施

<実施例> 茶摘みや製茶、生け花、清水焼陶器作り、郷土料理、人形浄瑠璃体験、和太鼓など

(2) 文化継承を目的とした地域創生事業【R3新規】

- 郷土学習を活用しながら社会参画意識を醸成させるため、地元の文化財を題材とした課題解決型学習を府内小学校で実施（8校）

<文化財例>

長岡京跡、黄檗山萬福寺、佐伯灯籠（人形浄瑠璃）、額田のダシ行事など

<課題例>

- ・文化財を活用して地元地域を活性化するためには??
- ・地元以外での知名度を高めるには?? など

◆高校

(3) 高校生伝統文化事業

- 日本・郷土の伝統文化を尊重する態度を育成するため、京都府にゆかりの深い茶道・華道等を通じた伝統文化の学習を実施（課程・学舎別）

	H29	H30	R1	R2
茶 道	全校	全校	全校	47校
華 道	25校	25校	25校	28校
その他（和歌など）	25校	24校	29校	25校



○地域文化のフィールドワークなどを行う伝統文化推進校を指定

	H29	H30	R1	R2
高 校	6 校	6 校	6 校	14 校

(4) 高校生「京の文化力」推進事業

○府立高校の文化系部活動を指定し、専門家による指導や高校生が地域の小中学校の文化祭等に参加し、文化の魅力を伝えるなど、部活動の活性化や伝統文化を次世代へ継承

	H29	H30	R1	R2
指定校数	23 校	23 校	22 校	22 校
部活動数	28 部	29 部	29 部	29 部

(5) 府立高校生グローバル文化カフェ事業

○教育旅行・観光訪日外国人との「おもてなし文化交流」として、英語での観光ガイドや京都の伝統文化の共同体験などを実施

<実施例> きものの着付け、茶道体験、お琴の体験など



	H29	H30	R1	R2
高 校	19 校	21 校	17 校	2 校
生徒数	4,785 人	3,188 人	4,902 人	260 人



◆特別支援学校

(6) 「ふれあい・心のステーション」の開催

○地域の方の協力を得ながら、特別支援学校の生徒自らが製作品（窯業・木工・縫製・農産品等）の販売実習・実演を大丸京都店において実施

	H29	H30	R1	R2
来場者	約 7 千人	約 4 千人	約 7 千人	中止
売 上	2,210,650 円	1,822,860 円	1,955,800 円	中止

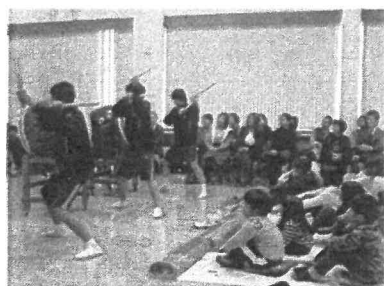
◆地域連携

(7) 子どものための地域連携事業

○放課後等における子どもの体験活動・学習活動・異世代交流等の一層の充実を図るため、学校や社会教育施設等を子どもたちの安心・安全な居場所として活用する「京のまなび教室」の開設を支援

<実施例> 読み聞かせや学習支援、工作、茶道、囲碁・将棋、和太鼓、科学遊び、自然観察、そろばん、英会話、音楽、スポーツなど

	H29	H30	R1	R2
市町教委	18 教委	17 教委	17 教委	11 教委
教室	83 教室	86 教室	84 教室	35 教室



◆文化財関係

(8) 文化財の保存と活用

○府内の有形・無形文化財を指定等し、地域活性化等に向けた活用を推進

	H29	H30	R1	R2
指定登録・実件数	765 件	780 件	786 件	790 件
暫定登録件数	1,016 件	1,143 件	1,211 件	1,294 件

○埋蔵文化財セミナーや夏休み考古体験教室等を実施

	H29	H30	R1	R2
参加者数	3,438 人	3,104 人	3,998 人	3,705 人

○恭仁宮跡や府内の文化財を活用し、バスツアー等を実施

	H29	H30	R1	R2
参加者数	46 人	32 人	55 人	中止



○文化財の継承につなげるため、文化財建造物の修理現場見学事業を府立学校で実施【R2新規】

	R2
府立学校	5校
参加者数	155人



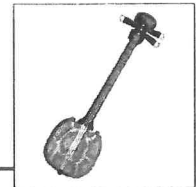
(9) 各郷土資料館における出前授業等

○各郷土資料館において、企画・特別展や学校への出前授業等を実施

<実施例> ・暮らしの道具いまむかし（企画展）
 ・黄金の大刀発掘40年 湯舟坂2号墳細見（企画展）など

	H29	H30	R1	R2
山城郷土資料館	20,653名	19,671名	15,993名	5,341名
丹後郷土資料館	13,292名	12,256名	26,824名	8,515名

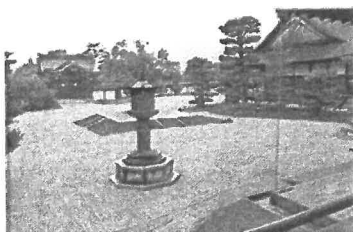
○日本博と連携した丹後郷土資料館における特別展として、国宝『天橋立図（雪舟筆）』をメインとした展示の開催や、天橋立周辺文化財を活用したライトアップ等を実施



2. 府立高校の特徴的な取組

◆伝統文化の取組

項目	内容
日本茜染色体験	専門家の指導のもとに日本茜の栽培や染色を体験し、地域の特産品を活用した商品開発に取り組む。
味で楽しむ源氏物語	源氏物語に登場する人物をモチーフに和菓子をデザインし、京菓匠鶴屋長生で販売
清涼寺で和歌披講会	歴史と伝統に満ちた風流な場所において、冷泉流歌道の先生の御指南を受けて和歌の披講会を実施
錦秋詠う 五七五	大覚寺周辺を散策しながら俳句を詠み、帰校後に句会を開催。校内の優秀作品は一般公募の選考会に応募
琉球民謡 三線教室	1年次からギター奏法を学習し、その応用として三線にチャレンジ。講師の指導のもと「ほんもの」を体験



～ 抜 粋 ～

推進方策6：文化振興と文化財の保存・継承・活用

<目指す教育の姿>

【伝統・文化の継承による新たな文化の創造】

府内の各地域において先人が積み重ねてきた伝統・文化を学び、理解し、大切にすることで、未来へと受け継ぐとともに、自らが成長するなかでふるさとの文化を愛し育てる教育が実現しています。

【京都の文化力を活かした教育】

子どもたちが様々な文化芸術に親しみ、活動を発表する場や本物にふれる機会を充実させることにより、豊かな感性と創造力をはぐくみ、人生を豊かにする教育が実現しています。

【地域との協働による多様な部活動】

学校の部活動は、集団活動を通じた人間形成の機会を確保する場であり、多様な生徒が活躍できる場です。指導に意欲をもつ地域人材の協力や地域が支える環境の中で、生徒にとって望ましい多様な部活動が行われています。

【文化財の保存・継承・活用】

府内各地の文化財が、地域で愛され、誇りとして適切に保存・継承されています。さらに、文化財を観光資源や地域の活性化のために活用する取組や、子どもたちが身近な文化財にふれる取組を通じてその魅力が共有され、文化財の保存・継承を支える仕組みができています。

○主な取組

- ⑤ 文化庁と連携し、地域の祭りや伝統芸能を次世代に継承するとともに、地域の文化を活用して地域活性化につなげる取組に参画します。